

町田市中心市街地開発推進基金条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)6月1日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市中心市街地開発推進基金条例

(設置)

第1条 中心市街地の再開発に必要な資金を積み立てるため、町田市中心市街地開発推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

2 前条の趣旨に添う寄附金は、基金に追加して積立てをすることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、町田市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、中心市街地の再開発に際して必要な公共施設の整備等の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。